

死亡牛の検査対象月齢の見直しに伴い改正が必要な省令等

- 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第10号（昭和26年農林省令第35号）

24か月齢 ⇒ 48か月齢への変更

- 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第1条（平成14年農林水産省令第58号）

24か月齢 ⇒ 48か月齢への変更

- 牛海綿状脳症対策基本計画（平成14年7月31日農林水産大臣・厚生労働大臣公表）

死亡牛・と畜牛の月齢変更を含めた所要の改正

○ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）（抜粋）

（監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査）

第九条 （略）

- 2 前項の規定による命令により実施する検査（ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症又は馬伝染性貧血に係るものに限る。）は、別表第一に定める検査の方法により実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により少なくとも五年ごとに実施する検査については、ブルセラ病又は結核病に係るものにあつては農林水産大臣が定める区域内で飼育している第一号から第四号までに掲げる牛を対象として、ヨーネ病に係るものにあつては第一号から第四号までに掲げる牛のうち都道府県知事が指定するものを対象として、馬伝染性貧血に係るものにあつては第五号から第九号までに掲げる馬を対象として実施するものとし、当該検査のうち同項の規定により毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査については、第十号及び第十一号に掲げる家畜の死体のうち都道府県知事が指定するものを対象として実施するものとする。

一 ～九 （略）

十 月齢又は推定月齢が満二十四月以上で死亡した牛の死体

十一 （略）

○ 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年農林水産省令第 58 号）（抜粋）

（届出を行うべき死亡した牛の月齢）

- 第一条 牛海綿状脳症対策特別措置法（以下「法」という。）第六条第一項の農林水産省令で定める月齢は、満二十四月とする。

牛海綿状脳症対策基本計画

まえがき

平成13年9月、我が国で初めての牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）が確認された。その後、国民の間に牛肉消費の低迷といった状況が生じるとともに、畜産農家を含めた食肉業界に混乱が広がった。

このような中、BSEに関する一連の行政対応上の問題点を検証し、今後の畜産・食品衛生行政の在り方について調査検討を行うため、平成13年11月に農林水産大臣及び厚生労働大臣の私的諮問機関として「BSE問題に関する調査検討委員会」が設置され、客観的な検証と科学的な知見に基づく検討が行われた。平成14年4月に提出された同委員会の報告においては、農林水産行政に対し、危機管理体制の欠落、消費者保護軽視等の厳しい指摘がなされた。

同報告を踏まえ、消費者保護を重視し、いわゆるリスク分析の考え方に基づいた行政を展開するなど、食の安全・安心の確立に向けた政策の抜本的な改革に取り組むことが喫緊の課題とされた。

そのような状況の下、平成14年6月14日、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「特別措置法」という。）が公布された。

特別措置法は、BSEの発生を予防し、及びまん延を防止するための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、もって国民の健康の保護並びに肉用牛生産及び酪農、牛肉に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ることを目的とするものであり、今後の我が国におけるBSE対策の基本的指針となるものである。

牛海綿状脳症対策基本計画（特別措置法第4条第1項の基本計画をいう。）は、特別措置法に基づき、BSEの患畜が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合において国又は都道府県等が講ずべき措置に関する基本的な計画として策定するものであり、国及び都道府県等は、この計画に基づき、速やかにまん延防止対策等を講ずるものとする。

第1 対応措置に関する基本方針

BSEは、1986年に英国において初めて確認され、その後、英国での発生が急増

し、ピーク時の1992年には37,280頭の患畜が確認された。また、1990年代にはヨーロッパ大陸に広がり、その後、2003年にはカナダや米国においても患畜が確認されるなど、2005年9月までに24か国で発生が報告されている。

我が国においても、平成13年9月に初めてBSEの患畜が確認され、その後のと畜場及び農場における検査の結果、平成17年9月現在において総数20頭のBSEの患畜が確認されている。

OIE（国際獣疫事務局）は、国際動物衛生規約で、BSE清浄国（無視できるリスクの国）の条件として、

- ① 国内産牛におけるBSEの最終発生から少なくとも7年以上経過していること
- ② 適切なレベルの管理及び査察を通じて、少なくとも8年間は反すう動物由来の肉骨粉あるいは獣脂かすを含む飼料が反すう動物へ給与されていないことが証明されていること

等を掲げており、我が国がBSE清浄国へ復帰するためには、これらの条件を満たす必要がある。

このため、我が国としては、平成13年9月のBSEの患畜の確認を受け、同年10月18日から、

- ① と畜場において、食肉処理を行うすべての牛について、BSE検査を実施し、陽性と確定診断された牛はすべて焼却
- ② と畜場において、BSE患畜で感染性が示唆されている部位である脳、眼（平成14年10月から頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸遠位部を特定部位としてすべての牛から除去した上で焼却（平成16年2月からせき柱の食品への使用及び飼料用油脂原料としての使用を禁止）
- ③ 農場において、BSEが疑われる牛、その他中枢神経症状を呈する牛等について、BSE検査を実施。検査結果にかかわらず、と畜はすべて焼却

する体制を整備し、安全な牛からのもの以外は食用としても飼料原料としても一切市場に出回ることのないシステムを確立した。

また、BSEの主な感染源とされている肉骨粉については、平成13年10月にはすべての国からの輸入及び国内における製造・出荷を一時停止し、その実効性をより確実なものとするため、肉骨粉を含む家畜用飼料の製造、販売及び家畜への給与を法的に禁止し、BSEの感染経路を遮断した。

さらに、国民の不安を払拭するとともに、将来にわたり畜産農家が安心して営農できるよう、BSE診断法の標準化に関する研究を実施し、さらに、BSEの生前診断法の開発やBSE発生メカニズムの解明を始めBSEに関する研究開発を推進している。

その後、平成15年5月23日には食品安全基本法（平成15年法律第48号）が制定され、同法第22条において、科学的見地から食品健康影響評価を実施する機関として、内閣府に食品安全委員会が設置された。

この食品安全委員会において、平成16年9月、最新の科学的知見を踏まえたBSEの評価・検証結果を行った報告書がまとめられ、これを受けて、同年10月、厚生労働省及び農林水産省はBSE検査の見直し、飼料規制の強化等について諮問を行った。

平成17年5月に食品安全委員会の答申がとりまとめられたことを受けて、平成17年8月1日から、21か月齢以上のすべての牛を対象としてBSE検査を実施することとする厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）の一部改正が、また、同年8月30日から、飼料に関する規制を一層強化し、飼料の輸入及び販売に関する届出義務の対象を拡大することとする飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）の一部改正が、それぞれ施行された。

第2 計画の期間

計画の期間については、おおむね5年間とするが、BSEをめぐる情勢の変化、最新の科学的知見等を踏まえ、必要に応じ、これを見直し、所要の変更を行うこととする。

第3 BSEのまん延防止のための措置に関する事項

1 BSEの患畜の確認までの措置

(1) 農場段階における措置

① 牛の所有者、獣医師等による届出

国及び都道府県は、牛の所有者、獣医師等に対して、BSEを疑う症状を呈した牛又は死亡牛を確認した場合には、速やかに届出を行うよう周知し、農場段階におけるBSE検査の適切な実施について協力を求めるものとする。

② BSE検査の実施

都道府県は、国等と連携し、BSE検査の適切な実施により、迅速に病性の決定を行うよう努めるものとする。また、BSE検査により感染が疑われる場合には、国への迅速な連絡又は通報を行うものとする。

③ 死亡牛の検査体制の整備

国及び都道府県等は、死亡牛の届出等に基づき、24か月齢以上の死亡牛全頭についてのBSE検査を適切に実施するための体制の整備に努めるものとし、国は都道府県が行う検査体制の整備に必要な協力を行うものとする。また、国は、

都道府県等と連携し、検査結果の収集分析による適切なリスク管理を行うものとする。

(2) と畜場段階における措置

① とさつ解体の禁止

都道府県及び保健所設置市は、生体検査の結果、当該牛がBSEに罹患している疑いがあると判断した場合には、とさつ解体禁止の措置をとり、申請者、と畜場設置者等にその旨を通知するとともに、当該牛の出荷者を管轄する関係都道府県等に情報提供するものとする。情報提供を受けた都道府県は、当該牛について、移動の制限を行い、経過を観察するなど必要な措置を講ずるものとする。

② ピッシング（とさつ時のワイヤーによる脳及びせき髄の破壊）の中止

国、都道府県及び保健所設置市は、ピッシングの早期中止を図るため、と畜場毎の対応方針に従い、その実施を推進するものとする。

③ BSE検査の実施

都道府県及び保健所設置市は、と畜場におけるBSE検査を適切に実施するとともに、食肉処理時にと畜業者等により牛の枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防ぐよう特定部位が除去され、と畜場設置者又は管理者により焼却されることを確認するものとする。

また、都道府県及び保健所設置市は、BSEスクリーニング検査により陽性と判断された牛が発見された場合には、国への迅速な連絡を行うものとする。

④ BSE検査への技術的支援

国は、都道府県及び保健所設置市に対し、BSE検査を適切に実施するための技術的支援を行うものとする。

2 BSEの患畜が確認された場合における措置

(1) 患畜の死体及び汚染物品の焼却等

① 患畜の死体の焼却、汚染物品の焼却等

BSEの患畜の死体の焼却、汚染物品の焼却等は、原則として当該患畜の死体又は汚染物品が所在する都道府県の指示に基づき、当該患畜又は汚染物品の所有者が行うものとする。当該都道府県は、積極的に当該所有者に協力するよう努めるとともに、必要がある場合には、自らがその全部又は一部を実施することとする。

② 施設設備、器具器械の消毒等

BSEの患畜からの検体の採材施設又は死体の保管施設が所在する都道府県は、当該施設の管理者に対し、当該施設設備、器具器械の消毒等必要なまん延防止措置の実施について指示するものとする。

③ と畜場の検査により確認された場合の措置

と畜場における検査によりBSEの患畜が確認された場合には、当該と畜場が所在する都道府県又は保健所設置市は、患畜の所有者等に対し、患畜のすべての部分を焼却するよう指示するとともに、と畜場の設置者又は管理者に対し、当該と畜場において特定部位に接触した、又はそのおそれのある施設設備及び器具器械について消毒措置等を確実にを行うよう指示するものとする。また、当該患畜の出荷元の調査に必要な情報等の提供並びに特定部位に接触しない施設設備及び器具器械の入念な洗浄消毒を行うよう指示するものとする。

④ 焼却・消毒施設、個体識別体制の整備

国及び都道府県は、患畜若しくは汚染物品の所有者又は都道府県が行う焼却、消毒等に必要な体制の整備、個体識別体制の整備等に努めるものとする。

(2) 発生農場等における同居牛の移動の制限及び飼養状況等の把握

BSEの患畜が飼養されていた農場が所在する都道府県は、当該農場における患畜との同居牛について、移動の制限の指示を行うとともに、飼養状況、過去の同居牛の移動状況等の把握につき、必要に応じて、独立行政法人家畜改良センター等の協力を得て行うものとする。

(3) 疑似患畜の特定及びBSE検査・焼却処分の実施

① 同居牛における疑似患畜の特定・BSE検査

BSEの患畜が飼養されていた農場が所在する都道府県は、牛の飼養者から提供される個体情報等を活用し、患畜との同居牛について疑似患畜を特定し、順次、殺処分とBSE検査を行うとともに死体の焼却を確認するものとする。

② 移動先農場における疑似患畜の特定・BSE検査

国は、患畜が飼養されていた農場が所在する都道府県以外の都道府県に疑似患畜が移動している場合には、患畜が飼養されていた農場が所在する都道府県と連携して、移動先の都道府県に個体情報等の必要な情報を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた都道府県は当該情報に基づき、移動先農場及び疑似患畜を特定し、順次、疑似患畜の殺処分とBSE検査を行うとともに死体の焼却を確認する

ものとする。

③ 疑似患畜の検査・焼却体制の整備

国は、都道府県と連携し、疑似患畜のBSE検査及び焼却処分の適切な実施に必要な体制の整備に努めるとともに、検査結果等の収集分析による適切なリスク管理を行うものとする。

(4) 感染源・感染経路の究明

① 疫学調査の実施

BSEの患畜が飼養されていた農場が所在する都道府県は、効果的なまん延防止及び再発防止を図るため、国、関係都道府県、患畜の所有者、獣医師、農業協同組合等の協力を得て、当該患畜への飼料の給与状況等の疫学調査を実施するものとする。

② 感染源・感染経路の究明

国は、患畜の疫学調査を行う都道府県等と協力して、飼料等の原材料の流通経路、成分等に関する調査を実施し、BSEの原因とされる異常プリオン蛋白質の当該飼料等への混入の可能性の有無を確認するなど、感染源・感染経路の究明を行い、再発の防止に努めるものとする。

第4 正確な情報の伝達に関する事項

(1) BSEの患畜の確認に関する情報の伝達

BSEの患畜が確認された場合には、国及び都道府県等は、当該牛及び発生農場における飼養管理の概要等患畜に関する情報について、プレスリリース、ホームページ等を通じて適切に公表するものとする。

また、公表の際には、BSEの特性とともに疑似患畜の隔離など適切な防疫対応が図られていること等についても説明し、当該牛に関連する地域において、BSEの患畜が発生した農家のプライバシーに配慮しつつ、過剰な取材を行わないよう報道機関等に協力を求めるものとする。

さらに、と畜場においてBSEの患畜が確認された場合には、当該牛に由来する食肉等は焼却処分となるため市場には流通しない旨を、その都度適切に公表するものとする。

(2) BSE等に関する正しい知識や科学的知見の普及

国及び都道府県等は、教育活動、広報活動等を通じて、BSE検査の実績、BS

Eに関する基礎的知識（牛同士の接触や空気を介して感染する病気ではないこと、特定部位以外は感染性が認められていないこと等）、牛肉等の安全確保対策（と畜場からは安全が証明された牛からのもの以外は一切出回らないシステムが既に確立されていること等）等のBSEに関する正しい知識を普及するとともに、BSEや変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に関する科学的知見を紹介し、BSEに関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

なお、特別措置法においては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）上の伝染性海綿状脳症という名称について、これが空気伝播や接触感染をするものではなく、異常プリオン蛋白質に汚染された飼料の経口摂取により感染するという他の家畜伝染病と異なる特徴を有していることを明確にするため、伝達性海綿状脳症という名称に変更されたところである。今後、この名称変更の理由についても正しい知識の普及を図るとともに、名称の変更にかかわらず、引き続きOIEの基準に準拠して清浄化に向けた措置を講ずる必要があることについても、国民の理解を深めるよう努めるものとする。

第5 関係行政機関及び地方公共団体の協力に関する事項

（1）人員の確保

国及び都道府県等は、関係市町村等の協力を得て、対応措置の実施に必要となる人員を確保するよう努めるとともに、研修の実施による診断・検査技術の向上等に努めるものとする。

（2）専門家の派遣、防疫資材の確保等

国及び都道府県等は、関係独立行政法人等の協力を得て、BSEに関する専門家の派遣、検査機器の貸与等に関し相互に協力して、防疫体制の整備、防疫資材の確保等に努めるものとする。また、BSEに関する検査及び防疫措置に関する知見の収集及び研究開発の推進に努めるものとする。

（3）関係府省間の協力

農林水産省及び厚生労働省は、この計画に掲げる措置を講ずるに当たっては関係府省との緊密な連携を図るものとする。

（4）地方公共団体への協力

農林水産省及び厚生労働省は、都道府県等において、この計画に掲げる措置が適

切に講じられるよう、相互に連携を図り、必要な措置を講ずるものとする。

第6 その他対応措置に関する重要事項

1 BSEの発生防止のための措置

(1) 輸入検疫措置

国は、我が国への畜産物等の輸出国におけるBSEの発生状況及び発生リスクに関する情報を収集し、これらの情報に基づき、食品安全委員会において必要な評価を行った上で、その結果に応じ、的確な輸入検疫を実施するものとする。

(2) 国内における発生防止措置

国及び都道府県は、肉骨粉を含む家畜用飼料の製造、販売及び家畜への給与禁止に係る措置が有効に実施されていることにつき、独立行政法人肥飼料検査所の協力を得て監視するものとする。

また、牛の肉骨粉を含む肥料については、その使用、製造又は販売に関し、必要な規制措置を講ずるものとし、その措置が有効に実施されていることにつき、独立行政法人肥飼料検査所の協力を得て監視するものとする。

2 肉骨粉の処理等に関する措置

国及び都道府県は、飼料用・肥料用としての利用が規制されている牛の肉骨粉の適正な保管及び焼却等の推進に努めるものとする。

また、国及び都道府県は、関係業界の協力を得て、死亡牛の焼却施設又は死亡牛由来の肉骨粉の製造若しくは焼却施設が整備され、かつ、当該施設において適切な処理が行われるよう努めるものとする。

3 畜産副産物の区分処理等に関する措置

国及び都道府県は、欧州において牛の肉骨粉の牛への給与を禁止した後においてもBSEの発生を防ぐことができなかつたこと等も踏まえた上で、牛の肉骨粉を原料等とする飼料の使用の禁止等を確保しつつ、畜産副産物の有効利用を図るため、関係業界の協力を得て、畜産副産物を原料段階で畜種別等に区分して化製処理を行う体制の整備に努めるものとする。

4 畜産農家、関係業者等の経営安定に関する措置

国は、畜産物に係る需給や価格の動向等状況の変化を踏まえ、BSEの発生に伴う

牛肉価格の低下等により経営が不安定になっている牛の生産者、牛肉に係る製造、加工、流通又は販売の事業を行う者、飲食店営業者等に対し、その経営の安定を図るために必要な措置を講ずるものとする。